

2 地域別の処理の適用区分

土壌処理と木材処理は、建設地の区分にしたがって処理の方法を選定する。

建設地の区分と処理方法

種 別	建設地の都道府県名	処 理 対 象		
		木 材 ¹⁾		土 壤
		加圧注入処理木材	現場で行う処理	
I種地域	沖縄、九州、四国、中国、近畿、中部、関東、北陸、の各都府県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県	製材の日本農林規格 ²⁾ の保存処理K3材以上	塗布又は吹付けによる木材処理を行う	土壌処理を行う
II種地域	青森県	製材の日本農林規格 ²⁾ の保存処理K2材以上		
III種地域	北海道			必要に応じて土壌処理を行う ³⁾

(注) 1) 加圧注入処理木材と現場で行う処理と併用する場合は、それぞれの区分による。

2) 農林水産省告示第1920号(平成25年6月12日)。

3) 必要に応じてとは、地域のシロアリの生息、被害状況によることをいう。

3 処理の方法

(1) 土壌処理

土壌処理は、土壌中を通して建築物に到達加害するしろありを防ぐために、建築物の床下土壌を処理する方法である。土壌処理には、土壌処理法と土壌処理法以外の工法がある。

- ・土壌処理法には、帯状散布法、面状散布法、土壌表面皮膜形成工法、発泡施工法、土壌表面シート敷設工法などがあり、処理は、前記処理法の一つ又はそれらの組み合わせによって行う。
 - ・土壌処理法以外の工法には、パイプ吹付工法及び維持管理型ベイト工法がある。
- 土壌処理の工法による分類は、図1、工法の詳細は、IV工法等別の詳細による。